

平成23年3月
警察庁交通局

「内閣府関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成23年1月14日から同年2月13日までの間、内閣府関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示案に対する意見の募集を行いました。

内閣府関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示が平成23年3月25日に公布されるに当たり、次のとおり、意見公募手続の実施結果を公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

内閣府関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示（平成23年内閣府告示第12号）

2 命令等の案を公示した日

平成23年1月14日

3 頂いた御意見

1件の御意見を頂きましたが、本告示案に関係する内容ではありませんでした。